(四)、芳浦炭坑ハ十二年五月ノ十一日[illegible]五日迄、
(三)、合坑石炭ノ沈船積込一艘ニ付十二名ヨリ十一名ト
(二)、合同船積込一艘ニ付十四名ヨリ十二名ト減ト
之ニ要シ人夫[illegible]ハ機帆船ノ係[illegible]実際ハ運炭用船ヲ
会社ヨリ受ケテ呈提スルコト[illegible]会社側ハ五月廿日ニ労働者
側ト会見(三)(四)(六)(二)若艘ニ付最低賃金ヲ決定シテ回答ス
然ルニ労働者側ハ公団委員ト協議シ同地清算事務者ノ人夫
請負中隊一ニ潮汐ヲ依頼シタルニ種々折衝ノ結果[illegible]ノ合
(四)円満解決ヲ見タリ
(ハ)(一)、[illegible]限、
(ロ)十二年
(ハ)十一年五月頃、
(ニ)十二年七月

五、石炭運搬用船ハ会社側ニ於テ[illegible]

(9)山下汽船工場所、（昭和二一、五、一〇）
所在地、山口縣豊浦郡長府町
二、労働者、七一名（内女七名）、
三、加入者、男四二名
原因経過、山下汽船所ニ於テ[illegible]
工場主ハ臨時従業員二関シ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]